

第1編 総論

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

第1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

1 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民保護法第32条の規定に基づき政府が定める基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第34条の規定に基づき県国民保護計画を作成する。

3 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定める。

第2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

第3 県国民保護計画の見直し、変更手続

1 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、パブリックコメントの実施等広く住民や関係者の意見を求めるものとする。

2 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を經由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要）。

第4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成にあたっては、基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として、以下のとおり定める。

1 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、県は要請に当たって強制にわたることがないように十分留意し、国民は、その自発的な意思により必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して

自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

その他特に配慮を要するものとして、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、憲法第3章における国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き外国人にも適用されるものと解されており、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

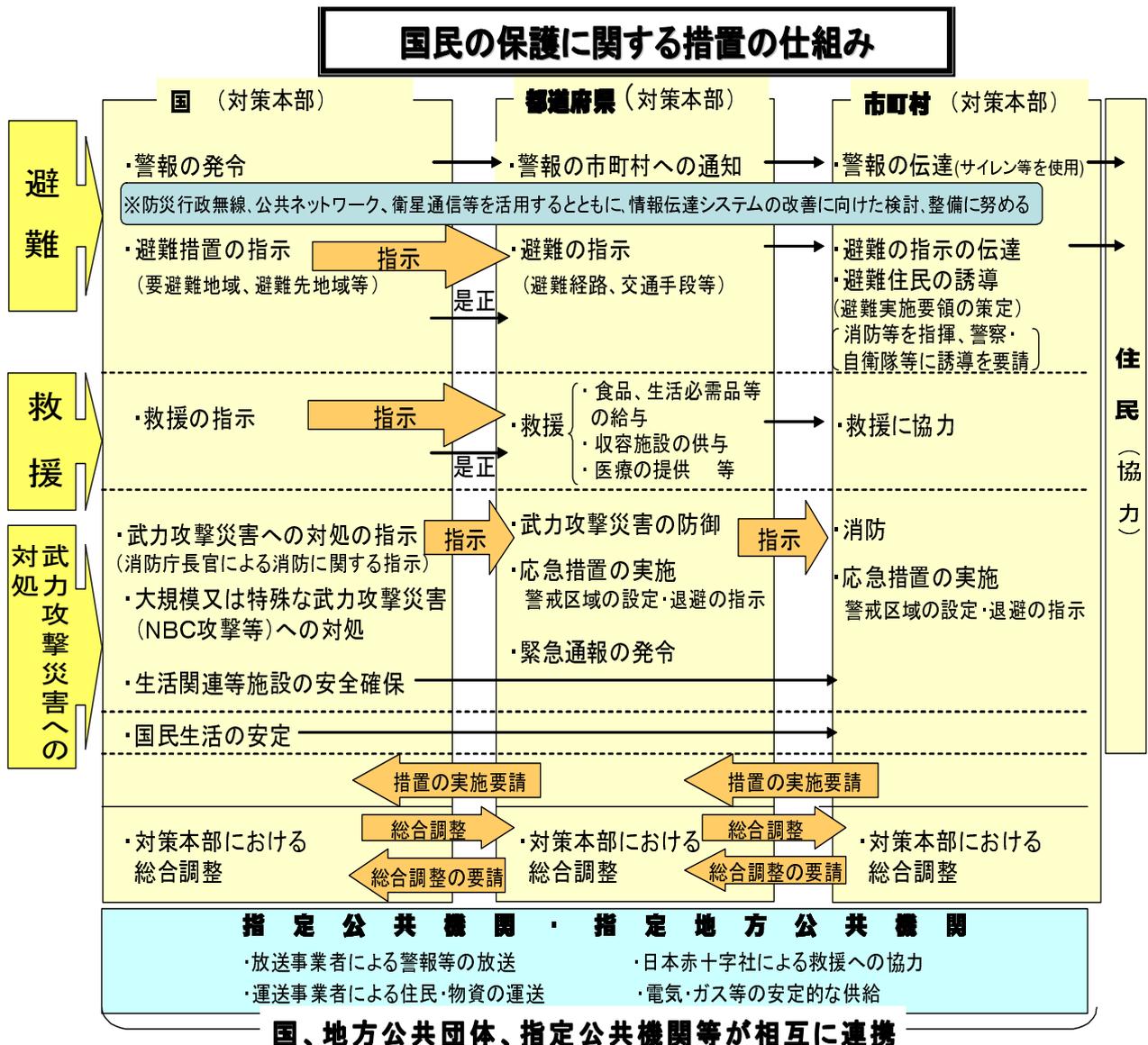
9 地域防災計画等の既存計画により構築された仕組みの活用

県は、武力攻撃災害への対応と自然災害への対応には共通する点も多くあることから、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を確保するため、地域防災計画等既存の計画により構築された仕組みを最大限に活用する。

このため、国民保護措置を実施するための組織・体制の整備、物資及び資材の備蓄・整備、訓練の実施等に当たっては、災害対策基本法に基づく災害対策との有機的な連携に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱について、以下のとおり定める。



国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【 県 】

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の通知
6	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8	武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
9	生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
10	交通規制の実施
11	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【 市町村 】

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
奈良労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
近畿農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
奈良地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

近畿地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
-----------	--

【指定公共機関及び指定地方公共機関】（資料編参照）

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の 医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路 の管理者	1 河川管理施設、道路の管理
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 県の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切に実施するため、県の地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

1 地形

本県は、近畿地方の中央より南に位置し、北東から北西にかけて京都府、大阪府に接し、南西から南は和歌山県に、東は三重県に接している。海に面していないのが大きい特徴である。

地形は、吉野川に沿ってほぼ東西に走る中央構造線により、南部山地（吉野山地）と中央低地（北部低地）に分かれている。

北部低地帯は奈良盆地を中心に、これを取りまく生駒・葛城・笠置の各山脈、竜門山塊、奈良丘陵の山地からなる。奈良盆地は南北約30km、東西約16km、面積約300km²の平坦な地形である。河川は盆地の東南隅より流出する初瀬川を主流とし、四周の河川を合して大和川となり、生駒金剛山脈を横断して大阪平野へ流出している。

大阪府と奈良県の府県境付近の大和川が大阪平野に抜けようとする狭窄部に「亀の瀬」と呼ばれる地区があり、明治以降3度（明治36年7月、昭和6～8年、昭和42年2月）にわたり大規模な地すべりが発生している。仮に同地区で地すべりが発生し、15mの高さでせき止められ、大和川が完全に閉塞した場合、奈良県側は総面積約600ha、4,700世帯以上の住民、650以上の会社、230ha以上の田畑が浸水することになると予想されている（国土交通省近畿地方整備局ホームページより）が、平成26年8月現在、国土交通省近畿地方整備局による地すべり対策工事が管理用道路等を除き完了している。

奈良盆地東側に隣接している大和高原地区は、海拔400～500mの高原である。また宇陀山地は竜門山塊の東に位置し、標高100m前後の複雑な丘陵地帯をなし、宇陀盆地と高見山麓及び室生火山群地帯からなる。

南部山岳地帯は県の南部一帯を占める山岳地帯で、東は台高山脈を隔て三重県に、南西は和歌山県に、北辺は竜門山塊によって大和平野及び大和高原に接している。中央部は、大峰山系によって十津川流域と北山川流域とに分けられ、大台ヶ原、伯母ヶ峰、山上ヶ岳、大天井ヶ岳、武士ヶ峰、天辻峠を連ねる横断山脈によって吉野川流域と分水嶺をなしている。

なお、平成23年紀伊半島大水害では、県内約1,800か所で土砂異動現象が発生した。崩壊土砂量は紀伊半島全体で約1億m³（東京ドーム80杯分）と推定されている。これは戦後の豪雨災害では最大の土砂量であり、そのうち約9割の8,600万m³が県内で発生したと推定されている。

また、紀伊半島大水害では崩壊面積10,000m²以上、推定崩壊深10m以上等の深

層崩壊が54か所発生した。「大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会」(事務局：県深層崩壊対策室)の調査結果からは、深層崩壊を含む大規模土砂崩壊は累積雨量が600mm～1,000mm超で発生し、降雨のピーク後にも崩壊が発生したことが分かっている。

2 気候・気象の特徴

(1) 気候の特徴

本県の気候は、温暖な内陸型気候で、次の3つの特徴がある。

- ①全般に風が弱く、風向分布にも顕著な地域性が見られる。台風をはじめ、いずれの気圧配置においても強風の出現は少ない。
- ②海岸線を持たないが海洋の影響を受け、南東部では温帯地帯としては世界的にも希な多雨地帯を有する。
- ③気温分布の地域差が大きい。

気象の諸要素を総合して地域を分類すると、図1に示すような6つの小気候区となる。

奈良盆地は、概ね温和であるが、海洋から隔たり、盆地であるため内陸型気候となっている。生駒・金剛山地区は、標高が高いため、奈良盆地に比べ年間を通じて3～4℃低い。大和高原・宇陀山系区は、内陸型気候であるが、吉野山岳区に類似している。

吉野山岳区は、気温の年較差が大きく、冬は厳しい冬山の様相となる。年降水量は太平洋の影響を受け2,000～5,000mmと多く、大台ヶ原山は日本でも有数の多雨地帯である。

吉野川中流域区は、夏の気温は奈良盆地と大差はないが幾分低く、冬は吉野南面区に次いで温和であり、紀伊水道に向かって開けているため、下流になるにしたがい暖かくなる。

吉野南面区は、ほぼ北山川の河合より南および十津川の上野地より南の溪谷地で、冬の最低気温は奈良盆地より約1℃低い、夏の最高気温は奈良盆地より約2℃低く、年較差は小さい。北山川と十津川流域では地形的特徴から降水状況が異なり、季節を問わず南西気流の時は十津川流域の降水量が多く、南東気流の時は北山川流域の降水量が多くなる。

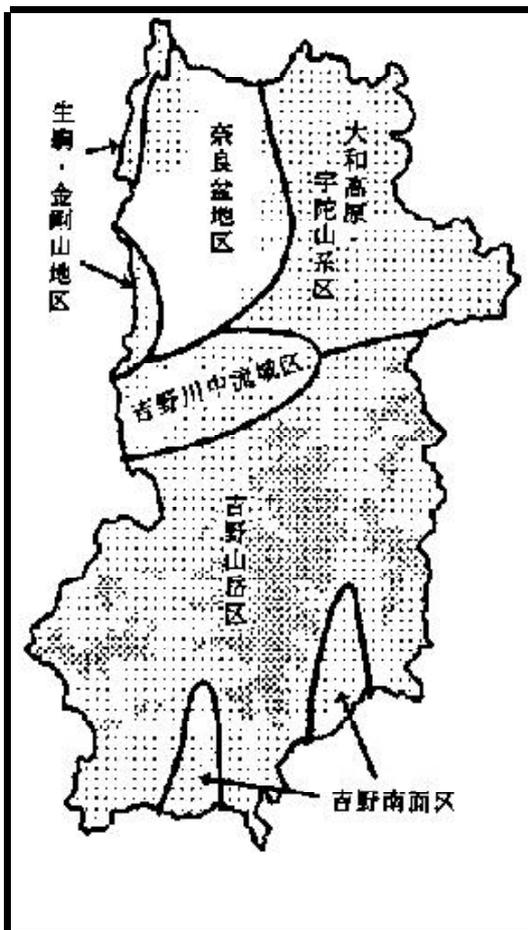


図1 県の気候区

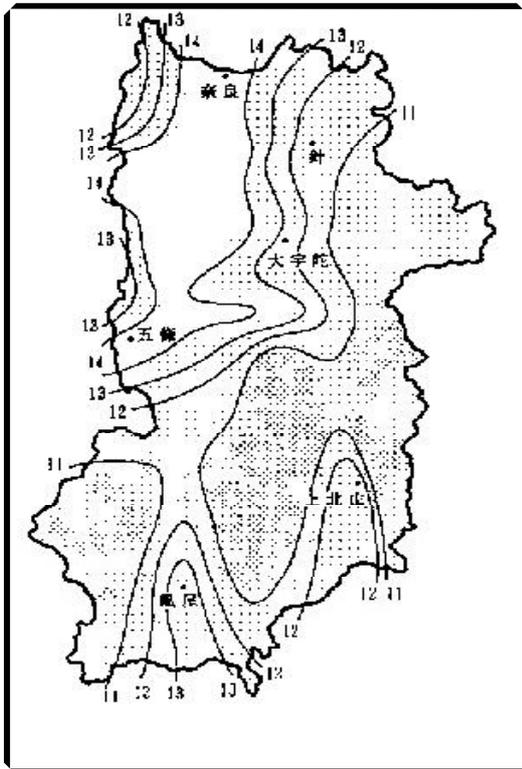


図2 県内の年平均気温分布

(2) 気象の特徴

① 気温

気温は、一般に緯度や標高などによって大きく差が現れる。また、海水温の影響を受けて変化する。しかし、本県は海に面しない内陸県であるため、主に標高や複雑な地形の影響による気温の分布を示しており、地域気象観測（アメダス）値による県内の年平均気温分布は図2のとおりである。

県内で最も気温の高い地域は、奈良盆地や紀ノ川（吉野川）流域などの低地部であり、年平均気温は14℃以上となっている。この地域から周辺の山地に向かって、標高が増すにしたがって気温が低くなっていく。一般的に気温は、海拔高度が100m高くなるにつれて0.5～0.6℃低くなる。

県南部はそのほとんどが山岳地であり、なかでも大台ヶ原山地、大峰山脈や伯母子山地では標高1,000m以上の高い山が連立しており、これらの山上では気温がかなり低いことが想像できる。その

山間にある風屋（標高301m）と上北山（標高334m）は比較的気温が高い。これは、その地を流れる熊野川（十津川・北山川）に沿って、太平洋の暖流の影響が及んできているためである。

② 風

本県は内陸県で、周囲を山で囲まれており、風が弱く風向分布にも顕著な地形性が見られる。

比較的平野部に恵まれた北部では年間を通して概ね北よりの風が他の風向より多く、山岳地帯が多くを占める南部では東および西の風が多い。

局地的な強風の主なものとして、山越え気流が強風になったものと、河谷に沿って吹く強風とがあり、主に地形の複雑な東部山地、南部山岳地に多く発生する。その原因は台風、低気圧、前線、季節風などである。

代表的な局地風としては平野風がある。平野風とは、吉野郡東吉野村平野において発生する高見山からの吹き下ろしの強風で、低気圧や台風が南海上にあり、東風の吹きやすい気圧配置の時に現れ、県内のどの地点にも先んじて風速が強くなり、その継続時間も長いことが特徴である。その昔、平野風により農作物の被害が毎年発生した。

河谷に沿って吹く強風には、平野風のように固有名詞として知られるものはないが、風は一般に谷間に沿って吹きやすいため、被害をもたらすことがしば

しばある。吉野郡上北山村西原の強風や、同郡天川村洞川の南よりの強風などが代表的なものといえる。

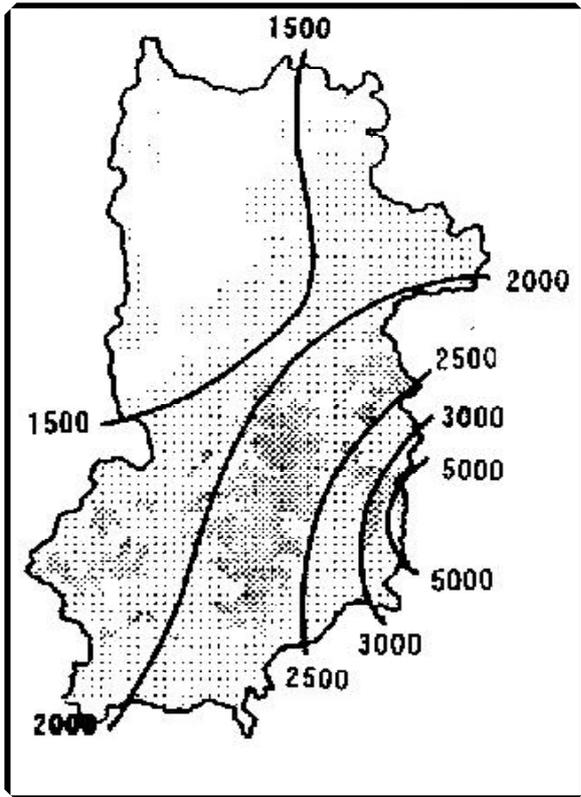


図3 県内の年平均降水量分布

③降水量

本県は、北部には奈良盆地を中心とする大和平野があり、南部は標高1,000m以上の山地であるため、降水分布に大きな差がある。図3は地域気象観測（アメダス）資料による県の年平均降水量の分布図である。

これによると、奈良盆地を中心とする平野部では年降水量が1,400mm以下で、全国平均を下回る少雨地帯であるのに対し、南部山地では2,000mm以上の降水があり、特に、南東部の大台ヶ原山地では5,000mm以上に達する日本屈指の多雨地帯となっている。南北のコントラストがはっきりしているのが特徴である。

また、雨の降り方にも大きな特徴がある。台風または熱帯低気圧の北上に伴った南東気流の影響で、北部では雨らしい雨が降らなくても、大台ヶ原山地周辺の狭い地域では500～800mmの大雨が降る場合がある。この現象を「背降り」という。

なお、平成23年台風第12号では、8月30日18時から9月4日24時までの総降水量が紀伊半島の南東部を中心に広い範囲で1,000mmを超えており、一部の地域では2,000mmを超えた（国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では、30日夜から5日未明の間の総降水量が2,436mmと観測された）。本県において、過去およそ100年間で台風等によるそれまでの最大降水量は1,241mmであり、それをはるかに上回る降水量が記録された。

また、県南東部では1時間に40mmを超える激しい雨が解析された。

県北部においても、平成24年8月11日に、山添村付近、奈良市付近、天理市付近で解析時間雨量が100mmに達し、記録的短時間大雨情報が相次いで発表されたほか、平成25年8月25日には奈良市半田開町で8月の観測史上最大となる時間雨量57.5mmが観測されるなど、近年、局所的豪雨が多発する傾向にある。

3 人口分布

国勢調査による県内の平成27年10月1日現在の人口は1,364,316人で、約9割が県の北西部に集中している。同調査による県人口の年齢構成は、

年少人口（15歳未満人口）

168,970人（県人口の12.5%）

生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）

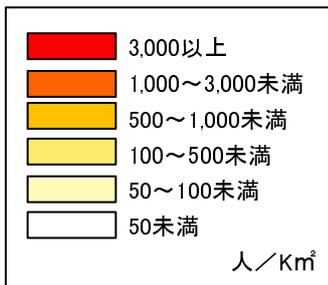
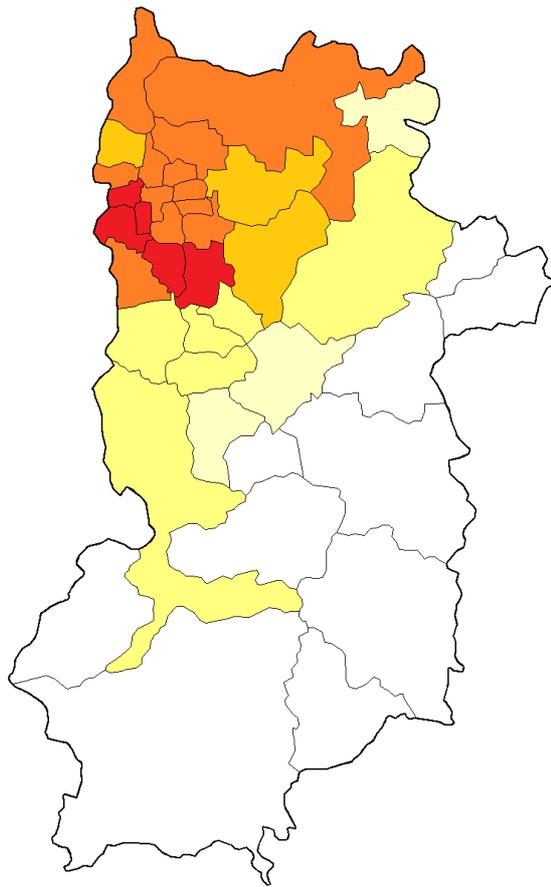


図4
市町村別
人口密度

796,552人（県人口の58.8%）

老年人口（65歳以上人口）

388,614人（県人口の28.7%）

となっている。（年齢不詳があるため、総数とは一致しない。）

また、本県の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は90.0で、埼玉県、千葉県に次いで3番目の低さにある。

昼間に県外へ流出する人口の内訳は、通勤のため165,255人、通学のため28,852人となっており、京阪神大都市圏の近隣県としてベッドタウン的な側面を持っているといえる。

国民保護措置の実施にあたっては、この昼夜間人口の違いに十分留意しなければならない。

市町村別人口密度は、図4のとおりである。

4 道路の位置等

道路は、奈良盆地と大和高原地域では、東西方向に西名阪自動車道（近畿自動車道名古屋大阪線の一部）及びこれに接続する名阪国道が伸びて、大阪府から三重県へと繋がっている。南北方向の道路は、京奈和自動車道及び一般国道24号が伸びて、京都府から和歌山県に繋がっている。この東西南北に伸びる2つの道路を基軸として、一般国道25号、一般国道163号、一般国道165号、一般国道168号、一般国道169号、奈良生駒線（阪奈道路）及び第二阪奈道路等により概ね格子状に形成されている。しかし4車線の道路は西名阪自動車道、名阪国道、京奈和自動車道、奈良生駒線、第二阪奈道路及び一般国道24号などの一部区間のみである。

南部山岳地帯では、一般国道168号が五條市から十津川村に、一般国道169号が、吉野町から下北山村に、一般国道309号が、下市町から伸びて一般国道169号へと合流している。これらが主要な幹線道路であるが、道路網としては粗く、4車線の道路が整備されていない。

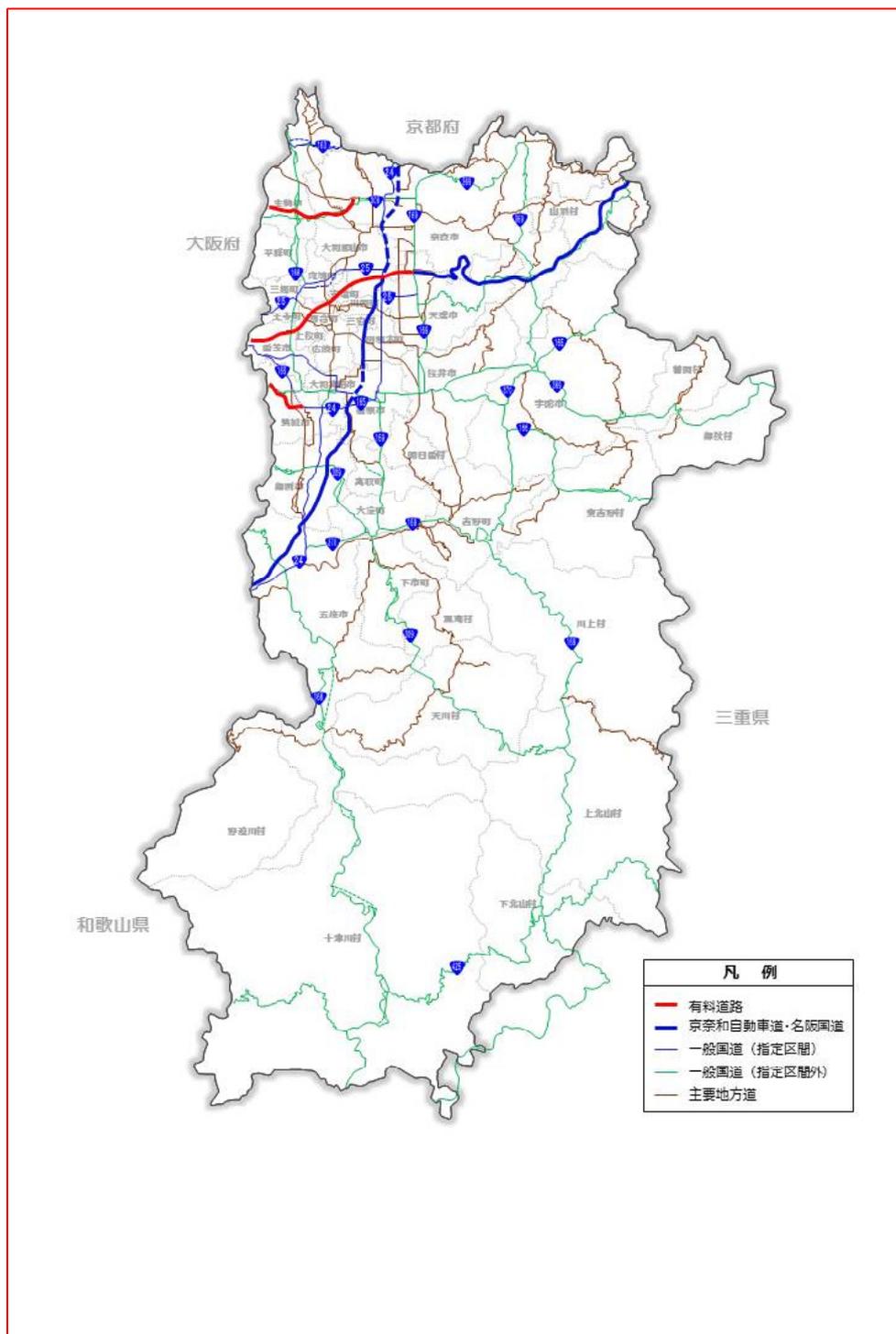


図5 奈良県の幹線道路網（平成30年10月現在）

5 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、西日本旅客鉄道（JR西日本）が奈良駅を中心として、北は木津駅を經由して京都方面に奈良線が、西は王寺駅を經由して大和路線が大坂天王寺方面に延びている。また、奈良駅から東へは木津駅を經由して亀山方面に関西本線が、奈良駅から南は天理駅を經由して高田駅まで桜井線が、高田駅から五条駅を經由して和歌山線が和歌山橋本方面に延びている。

また、近畿日本鉄道が大和八木駅を中心として、北は大和西大寺駅を經由して京都方面に橿原線及び京都線が、南は大和八木駅から橿原神宮前駅まで橿原線が、橿原神宮前駅から吉野駅まで吉野線が延びている。

東西へは、大和八木駅を經由する形で大阪線が東は三重県まで、西は大阪府まで繋がっている。また、近鉄奈良駅から生駒駅まで西に大阪近鉄難波方面に奈良線が、生駒駅から西に長田駅まで、東に学研奈良登美ヶ丘までけいはんな線が延びている。

県内に空港、港湾は存在しない。

6 自衛隊施設等

自衛隊施設については、航空自衛隊幹部候補生学校が奈良市法華寺町に、自衛隊奈良地方協力本部が奈良市高畑町に所在しているが、陸上自衛隊駐屯地及び米軍の施設は県内に存在していない。

なお、航空自衛隊幹部候補生学校では、航空自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行っている。

7 文化財

文化財は国民の文化的資産であり、後世に伝えていくべき大切な財産でもある。建造物、美術工芸品などの形のあるものから芸能や工芸技術などの無形のものまで広範囲にわたる。

本県には数多くの文化財があり、その保存は我々の重要な責務であることから、武力攻撃事態等についても自然災害同様、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第2章第28節 文化財災害予防計画）に準じて、被害を防止するための対処を行う。

8 その他

本県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力事故災害の予防対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。

また、近畿大学原子力研究所において万が一危機事象が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。

近畿大学原子力研究所の概要は次のとおり。

事業者名：学校法人 近畿大学 近畿大学原子力研究所

所在地等：大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

電話 06-6721-2332 内線（4422, 4420）

電話 06-6721-0050 （時間外、守衛室直通）

FAX 06-6721-5775

原子炉名：近畿大学原子炉（UTR-KINKI）

なお、県内に石油コンビナート施設は存在しない。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

第1 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。ここでは、基本指針に示されたそれぞれの類型の特徴、留意点を示すものとする。

	特 徴	留 意 点
着 上 陸 侵 攻	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことが想定 ・武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定 ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能、先行避難が必要（特に奈良県の場合左記特徴を考慮すれば直接の着陸の可能性は低いため事前準備が可能） ・広域避難に伴う混乱発生防止のため、国の対策本部長の調整のもと避難経路を確保 ・速やかな避難のための輸送力確保が必要 ・避難生活が長期にわたることも想定されるため、救援物資が円滑に調達・確保できるような供給・調達体制の整備が必要
ゲ リ ラ や 特 殊 部 隊 に よ る 攻 撃	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的に被害が発生することも考えられる ・被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害等大きな被害の発生も想定される。(原子力事業所等の生活関連等施設の被害) ・NBC兵器や、汚い爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定される 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃が行われる地域の今後の推移の予測等を踏まえ、要避難地域の住民を速やかに避難させる ・南部山間地域では、戦闘の継続が長期化することへの検討も必要。 ・武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要 ・都道府県知事による緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事による退避の指示、警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要

	特 徴	留 意 点
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難、短時間での着弾が予想される ・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要 ・国の対策本部長は、発射の兆候を事前に察知できる場合には、迅速に避難措置の指示を実施 ・国の対策本部長は、当初は屋内避難を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施 ・避難は屋内避難が中心、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、攻撃目標を特定することが困難 ・都市部の主要な施設や、ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃目標を早期に特定することは困難であることから、国の対策本部長は、攻撃目標を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある ・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難 ・生活関連等施設の安全確保措置を講じ、武力攻撃災害の発生・拡大の防止に努める

特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）については、基本指針に示された留意点を以下に示す。

	留 意 点
NBC 攻撃 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、被災者の救助、医療体制の確保及び汚染地域の範囲の確定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる ・消防機関、県警察等は、それぞれの攻撃に応じた防護服を着用して、除染、救助等を実施 ・関係機関は、建物への立入制限、交通の規制、給水制限、飲食物の摂取制限及び警戒区域の設定等の措置を講ずる ・避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えさせる ・外気からの密閉性の高い屋内の部屋等へ避難させる ・特有の感染症等の診断・治療技術等に関する研究や教育研修の推進により医療関係者の対応能力の向上を図る ・国は、診断、治療に関する専門家の派遣、医薬品の提供等の支援を速やかに行う
核 兵 器 等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制 ・汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める ・熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、堅ろうな建物、地下施設等に避難し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 ・汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切に実施
生 物 兵 器	<ul style="list-style-type: none"> ・人に知られることなく散布することが可能なことから、二次感染の拡大防止が課題 ・厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による、感染源及び汚染地域の特定 ・感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動を行い、感染者を入院治療し、まん延防止を図る ・国民に必要なワクチン接種を行い、それに関する情報について広報する ・医療関係者に天然痘ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を実施
化 学 兵 器	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大の防止のための措置を迅速に実施 ・早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送する等、化学剤の特性に応じた救急医療の実施

第2 緊急対処事態

県国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

1 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要	
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	放射性物質等	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。
炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布		
市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	生物剤（毒素を含む）による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
水源地に対する毒素等の混入		
	化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"> ・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
弾道ミサイル等の飛来	

2 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 <p>※ 県内に原子力事業所等は存在しないため、直接の被ばくの可能性は少ないと考えられるが、汚染された飲食物の摂取による被ばくは想定される。</p>
石油コンビナート ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <p>※ 県内では石油コンビナートは存在しないが、可燃性ガス貯蔵施設は比較的大型のものも含め設置されている。</p>
危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 <p>※ 県内で発生する可能性はないが、県外で発生すれば、県内でも、社会経済活動に支障が生ずる可能性がある。</p>
ダム破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
列車等の爆破	

